

サムライガーデンを活用した観光促進事業委託業務 仕様書

1 概要目的

本県には、四季折々の花々や夜間イベント、坐禅・写経体験など、「写真映えするコンテンツ」が豊富な「武将や街道等にゆかりがある庭園（サムライガーデン）」が多数存在する。このサムライガーデンを活用し、現在の歴史観光に関心のある層とは異なるファン層を取り込む新たな切り口とするため、「愛知サムライガーデンフォトコンテスト 2026（以下、「フォトコンテスト」）」を「あいちの歴史観光推進協議会」の事業として実施する。

2025年度は、秋から冬にかけて、2026年度は、春から夏にかけてフォトコンテストを開催することで、年間を通し庭園及び周辺地域の魅力を体感していただくとともに、その成果を基に動画・パネルを作成しイベントやWebサイトで活用することで、歴史観光に関心を持っていただくきっかけとしたい。

2 業務内容

(1) フォトコンテストの開催

ア Webサイトの構築、運営

フォトコンテストの概要説明、応募要項、賞品内容、参画庭園の詳細や場所等の紹介、フォトコンテスト応募作品の掲載をする特設Webサイトを構築、運営すること。

Webサイトの構築・運営に必要なサーバ等の機器については、受託者において準備すること。

イ フォトコンテストの実施

県内のサムライガーデンを対象にしたフォトコンテストを開催すること。本事業に参画する庭園については、県から別途指定するものとする。（15～20庭園程度を想定）

本事業に参画する庭園にて撮影された写真を、Webにおいてフォーム等の形式で応募できるようにすること。

応募フォームには、性別・年代等応募者の属性を把握するため、また応募者の嗜好等を把握するためのアンケート項目を県と協議し設定すること。

優秀な作品を（2）の動画及び（3）のパネル等に活用する旨事前に告知すること。

Web応募に加え、Instagramにて本コンテスト専用のハッシュタグ（#愛知サムライガーデン2026）を利用して投稿する形式で募集すること。

Instagramに投稿された作品については、InstagramグラフAPI を用いて収集すること。

フォトコンテストには、「一般部門」、「周遊部門」（複数庭園を周遊した人が対象）、「Instagram部門」を部門別に募集すること（部門名は仮称）とし、一般部門と周遊部門はWeb応募のみ、Instagram部門はInstagramでの応募のみとすること。

フォトコンテストの参加者を募るために、積極的にPRを行うこと。なお、フォトコンテストの開催内容等を記載した参加者を募るパネル（A4サイズ程度）を作成し、各庭園に設置することは必須とする。

フォトコンテストの問い合わせ窓口を設置し、問い合わせに対応できる体制を構築するこ

と。

なお、フォトコンテスト開催に際し得た個人情報について、業務終了後は受託者の責任ですべて廃棄すること。

なお、この事業の実施にあたり、大学生と連携し応募作品の審査や応募作品の分析を行う場合があるが、県の指示に従い柔軟に対応すること。

ウ 応募作品の審査

作品募集終了後、審査を実施し、入賞作品を決定すること。賞は「一般部門」で最優秀賞1点、優秀賞2点、学生賞を1点、「Instagram部門」で最優秀賞1点、優秀賞2点、「周遊部門」で周遊賞5点を選定すること。周遊賞は、参画庭園3か所以上の写真を投稿した人の中から抽選で選定すること。

入賞者へは賞品を授与することとし、賞品の準備から発送まで実施すること。なお、受賞者に連絡を取るために応募者情報の管理を行うこと。

エ 投稿内容の分析

コンテスト期間終了後、Web応募フォームから得た情報を基に、応募者の年代や性別などについて、分析を行うこと。また、Web・Instagramいずれも各庭園別の応募者数及び応募数を報告すること。

また、分析結果をもとにレポートを作成し、協議会と参画庭園にフィードバックを行うこと。

(2) 動画の作成

2025年度・2026年度のフォトコンテスト応募作品(受賞作品を優先する)の構図を基にして、PR動画を作成し動画データを納品すること。

動画は今後あいちの歴史観光推進協議会が出展する予定のイベント等における上映や、Webサイト(愛知県の公式観光ガイド「Aichi Now (<https://aichinow.pref.aichi.jp/>)」・愛知県の歴史観光ポータルサイト「あいち歴史観光 (<https://rekishi-kanko.pref.aichi.jp/>)」等)への掲載、サイネージ、SNS広告等での活用を想定している。

イベント例：ツーリズムEXPOジャパン2026(2026年9月24日(木)～9月27日(日))、首都圏における観光展

【動画仕様】

○動画テーマ、構成

動画の題材は、名古屋地域のサムライガーデン及び周辺の観光スポットとし、庭園及び周辺地域の魅力を伝え来訪意欲を想起させる内容とすること。

動画そのものに訴求力を持たせ、特に動画再生の最初の5秒間を重視して制作に取り組むこと。

○制作本数、動画サイズ、時間

縦型の動画、横型の動画をフルハイビジョン(1,080×1,920)映像でそれぞれ1本以上制作すること。

縦型の動画は9:16の比率とし、SNS・サイネージ広告等に用いるため、スマートフォンなどで視聴することを想定した15秒の動画とする。

横型の動画は、16:9の比率とし、イベント等での上映に用いるため、60秒の動画を制作す

ること。

○字幕・音声

動画下部に「あいちの歴史観光推進協議会」のロゴを挿入すること。

適切な音楽などを挿入すること。ただしイベント等において消音にして再生しても内容を損ねないものにする。

庭園名や観光スポット名、市町村名などのテロップを適宜挿入すること。

○その他

動画の中で人物が登場する場合は、当該人物の肖像権の行使によって、今後動画が使用できなくなることをないよう留意すること。

動画制作については、新規撮影を原則とする。

実施時期や実施期間により撮影困難なシーン（季節感のある動画やイベント関連動画等）を活用する必要がある場合は、本県と協議の上、既存の動画データ等を取得することを認めることとする。

ウェブサイトやYoutube等の動画共有サービス（以下「動画共有サービス」という。）で再生可能なファイル形式とすること。

（3）イベント用パネルの作成

2025年度・2026年度のフォトコンテスト受賞作品を活用して、イベント等で使用する県内の庭園をPRするパネルを予備含め2枚作成すること。パネルはB1サイズとし、縦・横いずれでも可とする。内容については県と協議のうえ決定すること。

（4）報告書の作成

（1）から（3）の結果を取りまとめた報告書を作成すること。

3 業務スケジュール

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 |
|------------|----|----|----|----|----------|----------|-----|
| 契約関係 | 契約 | | | | | | |
| フォトコンテスト開催 | | 開催 | | | 審査 抽選 | 賞品 発送 | |
| パネル・動画制作 | | | | | | | |

※デジタルフォトコンテストの実施時期の表示はイメージ

4 成果物の提出

成果物：DVDディスク（3枚）

Blu-rayディスク（3枚）

動画データ（縦型と横型の2種類、WebサイトやYoutube等の動画共有サービスで再生可能な複数のファイル形式、県と協議のうえ決定）

イベント用パネル（2枚）

報告書（紙媒体2部、電子ファイル一式）

納入期限：2026年10月16日（金）

納入場所：あいちの歴史観光推進協議会事務局（愛知県観光コンベンション局観光振興課）

5 事業実施における留意事項について

- (1) 各業務上で必要となる募集や各関係者へのアポイントメントなど一切の調整は、受託者の責任において行うこと。
- (2) 本事業により制作された成果物の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て本協議会に移転すること。受託者は、本協議会が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- (3) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申告を受けたときは、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (4) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (5) 事業実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱事務委託基準」を遵守しなければならない。
- (6) 本協議会は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の実施状況について調査し、報告を求めることができる。
- (7) 各業務に係る調整、調査、分析、報告書等の一切の経費（交通費、宿泊費、各種データに係る経費等）は全て委託金額に含む。
- (8) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、本協議会が承諾した場合はこの限りではない。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、本協議会と協議の上、定めることとする。
- (10) 受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類について、本業務の終了した年度の翌年度から起算して5年間、委託者の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。
- (11) 受託者は、本業務に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。